

【療養費適正化研究会】



2022年度研究会活動報告会資料

1. 研究会の背景

「療養費適正化研究会」では、柔整・あはき・治療用装具等の療養費の不適切な請求や利用に対して、適正な審査や点検のノウハウ、また加入員への周知・啓蒙活動をどのようにすべきかを情報共有しながら、個々のメンバーが自健保での業務にいかに結び付けられるか、スキルアップを図ることに重点をおいてきました。また、不正請求の根底にある様々な事象の解決を目的として、他の保険者をはじめ、日本臨床整形外科学会あるいは施術者(団体)との意見交換を行ってきました。

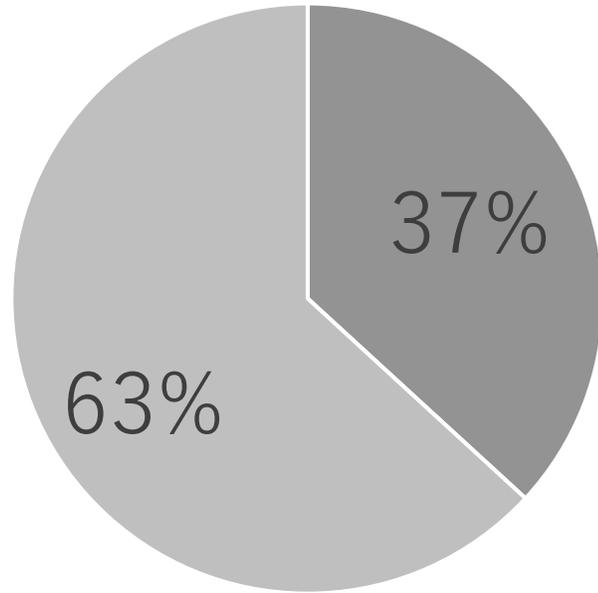
昨今は不正請求が問題となった「治療用装具」の事例研究にも注力し、装具作成業者の工場見学・意見交換なども実施するなど、療養費担当者の実務に結びつくような内容を実施するようにしています。

2. 2022年研究会のメンバー

参加健保数 : 36健保組合 49名

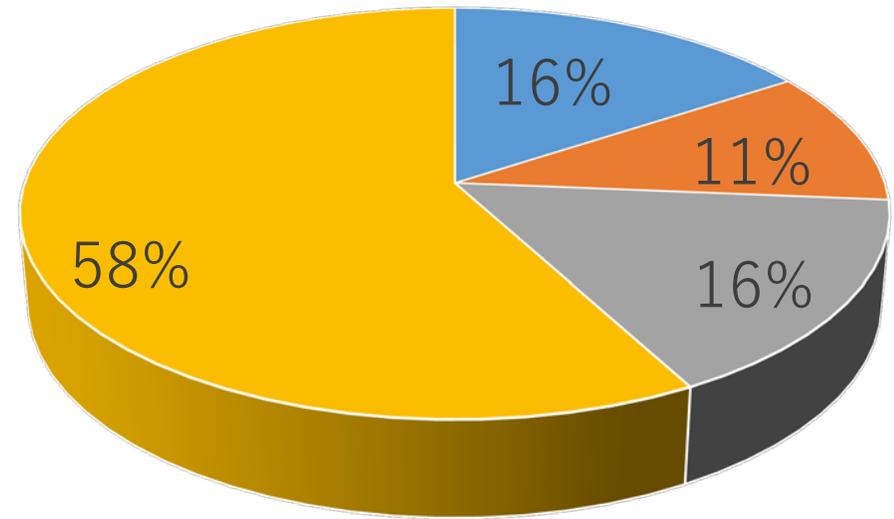
1	BIJ	11	山崎製パン 2名	21	日産自動車 2名	31	大和証券グループ
2	トピー	12	日本コロムビア 2名	22	日本アイ・ビー・エム	32	パナソニック
3	ニコン	13	日本ゼオン	23	東京ガス	33	日本発条
4	ヤマトグループ	14	FR 2名	24	栗田	34	博報堂 2名
5	太陽生命	15	CNCグループ	25	阪急阪神	35	三菱電機 3名
6	イオン 2名	16	野村証券	26	麒麟ビール	36	DIC 2名
7	ボッシュ	17	富士通 2名	27	カシオ 2名	37	
8	第一三共グループ 2名	18	東芝	28	ソニー 2名	38	
9	ファイザー	19	azbilグループ	29	三越伊勢丹	39	
10	日本マクドナルド	20	小松製作所	30	ヤマハ	40	

メンバー構成(男女比)



■ 男性 ■ 女性

メンバー構成(役職)



■ 常務理事 ■ 事務長・課長 ■ 係長・主任 ■ 担当

当研究会は実務担当の女性が多い
……特徴があります。

運営に係ったメンバー



運営委員の皆さん一年間ご協力ありがとうございました！

担当	健保名
担当理事	BIJ ⇒ 日本航空
リーダー	トピー
サブリーダー	日本コロムビア
	ファイザー
運営委員	azbilグループ
	パナソニック
	山崎製パン
	阪急阪神
	日本マクドナルド
	富士通 ⇒ 日本発条
	ニコン
	ソニー

3. 2022年度活動方針

ビジョン

- ・「療養費」の適正化を図る
- ・健保加入員が正しい療養費の知識をもって国保や後期高齢者医療制度へ移行していただくこと

ミッション

- ・毎月1回研究会を開催する(予算関連で多忙な2月は休会)
- ・3適(適正受診・適正施術・適正支払)活動の推進
- ・メンバー個々のスキルアップを図るために、不正情報や、疑義照会のノウハウを共有する。情報交換。
- ・学識経験者・他の保険者・医師、健保連等と情報交換や意見交換を行い、一人一人が療養費適正化の意志を強くもつことを心がける



4. 2022年度の活動結果

- ①新規参加者へのオリエンテーション ※過去からの活動と療養費、柔整業界動向の学び
- ②事例研究(情報交換) ※毎回の研究会で実施。
多くの参加者が
- ③柔整療養費のデータ分析 ※集計だけではなく初の分析を試みる
- ④リーフレットの発行 ※柔整療養費の啓蒙
- | | | |
|----------|------|----------|
| PDFデータ注文 | 21健保 | |
| 紙注文 | 13健保 | 150,000部 |
- ⑤関連分野多方面の講話実施 ※様々観点から社会保障を考える

○R3年度は、オンラインを中心としながらも、**一定数の対面参加者を加えたハイブリッド型研究会**の活動としました。

しかし、結果として対面型参加は運営委員が主体となる傾向となりました。

○オンライン参加は、移動時間がないことによる参加しやすさというメリットがあります。特に当研究会は遠方健保や子育て中の短時間勤務者等も在籍しており、オンライン型だからこそ研究会に参加できた・・・という方もいらっしゃいます。

○アンケートの結果、オンラインスタイルであることもあり、多方面の方の講話を聴きたいとの要望が強かったことからスキルアップの向上だけではなく、知見を広げる観点で多方面から講師をお呼びし、様々な観点での講話をいただきました。

○オンラインもメリットがあるのは理解するが、オンラインは会議体としての“熱量”を感じにくく、やはり対面型が良い。

○情報交換や横の繋がりの場を考えた場合、オンラインのやりとりより、集合した方がお互いの理解が進み、相談しやすい環境が出来る。

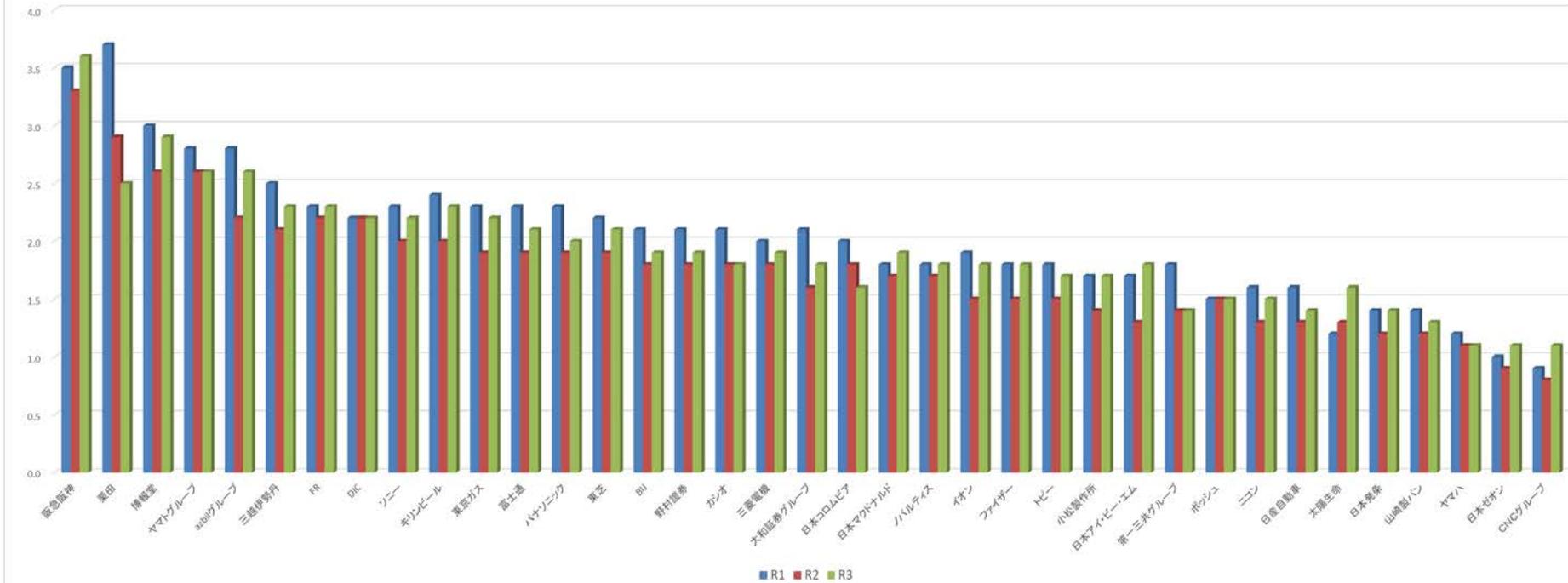
➡ **次年度は、対面参加者をもう少し増やしたらどうか？**

③柔整療養費データ分析

	1件当たり金額					受療率			
	R1	R2	R3	平均		R1	R2	R3	平均
1	4,248	4,289	4,194	4,244	1	3.5	3.3	3.6	3.47
2	4,140	4,203	4,285	4,209	2	3.7	2.9	2.5	3.03
3	3,633	4,657	4,206	4,165	3	3.0	2.6	2.9	2.83
4	3,963	4,328	4,141	4,144	4	2.8	2.6	2.6	2.67
5	4,033	4,176	4,132	4,114	5	2.8	2.2	2.6	2.53
6	4,009	4,129	4,144	4,094	6	2.5	2.1	2.3	2.30
7	4,041	4,076	4,018	4,045	7	2.3	2.2	2.3	2.27
8	3,870	4,143	4,092	4,035	8	2.2	2.2	2.2	2.20
9	4,081	3,840	4,179	4,033	9	2.3	2.0	2.2	2.17
10	3,846	4,161	3,992	4,000	10	2.4	2.0	2.3	2.23
11	3,886	4,088	4,020	3,998	11	2.3	1.9	2.2	2.13
12	3,917	4,079	3,980	3,992	12	2.3	1.9	2.1	2.10
13	3,840	4,117	3,937	3,965	13	2.3	1.9	2.0	2.07
14	3,814	4,129	3,943	3,962	14	2.2	1.9	2.1	2.07
15	3,858	4,015	3,972	3,948	15	2.1	1.8	1.9	1.93
16	3,826	4,009	3,988	3,941	16	2.1	1.8	1.9	1.93
17	3,798	4,012	3,961	3,924	17	2.1	1.8	1.8	1.90
18	4,120	3,740	3,898	3,919	18	2.0	1.8	1.9	1.90
19	3,855	4,045	3,806	3,902	19	2.1	1.6	1.8	1.83
20	3,756	3,936	3,980	3,891	20	2.0	1.8	1.6	1.80
21	3,800	3,959	3,898	3,886	21	1.8	1.7	1.9	1.80
22	3,823	3,967	3,866	3,885	22	1.8	1.7	1.8	1.77
22	3,811	3,936	3,905	3,884	22	1.9	1.5	1.8	1.73
24	3,709	3,895	3,889	3,831	24	1.8	1.5	1.8	1.70
25	3,739	3,888	3,837	3,821	25	1.8	1.5	1.7	1.67
26	3,757	3,869	3,810	3,812	26	1.7	1.4	1.7	1.60
27	3,514	4,007	3,871	3,797	27	1.7	1.3	1.8	1.60
28	3,710	3,878	3,797	3,795	28	1.8	1.4	1.4	1.53
29	3,832	3,661	3,891	3,795	29	1.5	1.5	1.5	1.50
30	3,714	3,795	3,793	3,767	30	1.6	1.3	1.5	1.47
31	3,537	3,813	3,892	3,747	31	1.6	1.3	1.4	1.43
32	3,739	3,771	3,635	3,715	32	1.2	1.3	1.6	1.37
33	3,457	3,588	3,834	3,626	33	1.4	1.2	1.4	1.33
34	3,447	3,516	3,524	3,496	34	1.4	1.2	1.3	1.30
35	3,585	3,216	3,200	3,334	35	1.2	1.1	1.1	1.13
36	2,987	3,346	3,387	3,240	36	1.0	0.9	1.1	1.00
37	2,111	1,803	1,837	1,917	37	0.9	0.8	1.1	0.93
平均	3,752	3,894	3,858	3,834		2.03	1.75	1.91	1.90

・自健保の立ち位置・状況確認
 ・任意健保の柔整療養費に対する取組調査
 ↓
 ・何が効果を生むか？

受療率 R1~R3の推移



加入員が柔整(接骨院)に通っている率(割合)を示していますが、健保によりかなり差があります。

【分析結果】

※データ上位・下位各5健保にヒアリング



1. 取り組み全般について

- ・適正化対策全般について、何も実施していない健保はなく、それぞれの濃淡はあると思われるが、取り組みはされている。
- ・不支給率について、上位組合と下位組合では差がある。
- ・1件あたりの金額の順位で見ると、低いところは**医科併給の審査**をしている。
- ・順位が低い健保で『長期頻回者と初検受療者の増加は、利用者への個別アプローチが不足していた結果』と自己分析されているところが複数あったが、このアプローチの有無が1件ごとの単価差になっている可能性が高い。
- ・単価が高いということは部位数が多かったり、初検料が多い傾向にあると読み取れる。

→ 対策の多さよりも、より自組合にフィットした対策・個別の(照会)アプローチ等により適正化が進むのではないか。
各対策を漫然と実施するのではなく、不支給や整形外科への受診を促す取り組みとして連携させているかが重要。

2. 照会について

- ・受療率が低い健保は、加入者のかかりかた特性に対して個別の照会・アプローチをしている。これによって、不支給率(受療適正化)も上がってくるのではないか。
- ・逆に点検会社の受診照会しかしていない健保もある。
- ・照会回答率は健保によってかなり差があるが、その結果と順位の結果とはあまり相関がないように思われる。
- ・最終的に受療者が納得できるような文言の手紙文を作ったり、トラブルを避けつつ適正化を図る工夫をするのがよい。

→ 受療率についても、個別のアプローチが重要。照会回答率を上げることそのものよりも、その後の適正受療へ繋ぐことを意識した取り組みの方が適正化に寄与する可能性が高い。

トラブルに発展しない誘導方法は必要。

マンパワーをかけない手順・文書等は今後研究会でも考えたい。➡R5年度の活動

3. 適正受療の啓蒙について

- ・加入者の入れ替わりが激しい業態(健保)は、意識の低い人が多くなりがちで、啓蒙の効果が薄くなってしまう。
- ・整形外科と接骨院・整骨院の違いを明確にできるような広報を実施する必要性を感じる。
※この点は、日本臨床整形外科学会からも要望あり。

なお、**本年度作成したリーフレットにその内容を反映した**

- ⇒**・漫然と啓蒙を続けるだけでは加入者も慣れてしまう。啓蒙の方法に工夫が必要。**
- ・**長期・頻回利用者の方々へは、医療機関での診察が必要なことをしっかり啓蒙することが重要。**

※接骨院に通ってはいけない・・・ということではない。

【参考】R4年度

※現在調査中。R5.6.16現在
69健保

	※ 1件当たり単価順 【保険者機能を 推進する会】	研究会	研究会外	加入者数(人)			件 数			金 額 (円)			1人当たり金額(円)			1件あたり金額(円)			受 療 率		
				本人	家族	計	本人件数	家族件数	計	本人金額	家族金額	計	本人	家族	計	本人	家族	計	本人	家族	計
1		○		2,298	647	2,945	16	2	18	50,784	9,162	59,946	22	14	20	1,881	2,283	1,909	0.7%	0.3%	0.6%
2		○		4,225	3,843	8,068	71	52	123	228,136	186,812	414,948	54	49	51	2,936	3,248	3,070	1.7%	1.4%	1.5%
3		○		571	324	895	12	3	15	37,990	8,788	46,778	67	27	52	3,093	3,366	3,165	2.1%	0.9%	1.7%
4		○		10,525	5,886	16,411	301	102	403	1,050,969	369,830	1,420,799	100	63	87	3,196	3,359	3,237	2.9%	1.7%	2.5%
5		○		3,587	3,441	7,028	43	36	79	137,665	120,253	257,918	38	35	37	3,260	3,400	3,317	1.2%	1.0%	1.1%
6		○		4,675	3,958	8,633	15	32	47	44,768	109,615	154,383	10	28	18	2,948	3,513	3,320	0.3%	0.8%	0.5%
7			○	3,625	2,217	5,842	32	19	51	101,015	79,199	180,214	28	36	31	2,486	3,880	3,353	0.9%	0.9%	0.9%
8			○	1,086	977	2,063	16	17	33	56,148	55,755	111,903	52	57	54	3,524	3,226	3,382	1.5%	1.7%	1.6%
60			○	12,446	9,954	22,400	251	137	388	1,015,498	570,050	1,585,548	82	57	71	4,044	4,171	4,087	2.0%	1.4%	1.7%
61			○	4,731	950	5,681	143	14	157	593,161	50,253	643,414	125	87	113	4,139	3,615	4,100	3.0%	1.5%	2.8%
62			○	3,095	2,135	5,230	53	31	84	202,831	141,124	343,955	66	66	66	3,809	4,609	4,103	1.7%	1.5%	1.6%
63		○		20,263	6,327	26,590	431	85	516	1,775,790	354,251	2,130,041	88	56	80	4,117	4,166	4,125	2.1%	1.3%	1.9%
64		○		25,387	16,079	41,466	1,110	465	1,575	4,672,430	1,906,554	6,578,984	184	119	159	4,208	4,093	4,174	4.4%	2.9%	3.8%
65		○		34,876	20,174	55,050	465	233	698	1,979,366	947,539	2,926,905	57	47	53	4,259	4,065	4,196	1.3%	1.2%	1.3%
66			○	4,120	1,394	5,514	118	23	141	479,635	94,172	573,807	116	68	104	4,332	4,163	4,208	2.9%	1.6%	2.6%
67		○		25,165	20,313	45,478	664	384	1,048	2,761,851	1,707,204	4,469,055	110	84	98	4,162	4,441	4,265	2.6%	1.9%	2.3%
68		○		12,051	4,222	16,273	201	38	239	888,346	151,364	1,039,710	74	36	64	4,403	3,998	4,339	1.7%	0.9%	1.5%
69			○	1,236	871	2,107	44	28	72	200,779	119,075	319,854	163	137	152	4,576	4,232	4,445	3.6%	3.2%	3.4%

④ 柔整療養費適正化 リーフレットの発行

—3か月後、カエルどんのケガはほとんどよくなりました
でも、何だか浮かぬ表情です



実は...

この間のケガより前に、接骨院に行ったことがあったんだ。そのときの施術内容を確認する書類が届いたんだけど、まだ出してないんだよね



アへっ

だいぶ前のことで何だったか忘れちゃって

健保組合からの問い合わせやね！
ちゃんと回答せなあかんよ



「アへっ」ちゃうよ

こういうときのためにも、施術内容のわかる
領収書や明細書^{*1}は取っておかんと！
それに、回答せんかったら、「償還^{しやんぱん}払い^{*2}」
に変更される可能性もあるんやで



***1 接骨院の明細書**

2022年10月からは、従来から義務化されていた領収書の発行に加え、要件が整っている一部の施術所では明細書の発行が義務化されました。

***2 償還払い**

施術にかかった費用の全額をいったん窓口で支払い、後から健保組合に申請すると、健保負担額が還付される方法です。



接骨院(整骨院)で健康保険が使えないケースや
注意点があるみたい。加入している健康保険組合の
ホームページ等も確認しておかなくちゃ!



接骨院・整骨院でかかる費用の自己負担分以外は、加入者のみなさんの健康保険料でまかなわれています。
一般社団法人保険者機能を推進する会では、療養費の支払いを適正化するため、広報活動を行っています。

一般社団法人保険者機能を推進する会 参加健康保険組合(五十音順)

IHIグループ/アクサ生命/アクセンチュア/味の素/azbilグループ/アフラック/イオン/石塚硝子/エーザイ/SMBC日興証券グループ/SGホールディングスグループ/FR/MSD/オートバックス/小田急グループ/オリオンバス/花王/カシオ/協和キリン/キリンビール/近畿日本ツーリスト/グラクソ・スミスクライン/栗田/KDDI/国際興業/コスモインシアグループ/コニカミミ/小松製作所/鷺宮/サッポロビール/C&Rグループ/シーイーシー/CNCグループ/ジェイアールグループ/JNC/資生堂/ジャックス/ジャパンディスプレイ/住友不動産販売/全日本空輸/ソニー/第一三共グループ/大正製薬/太陽生命/大陽日産/大和証券グループ/武田薬品/TDK/DIC/ティスコ/デンソー/東京海上日動/東京ガス/東芝/TOTO/トッパングループ/トビー/豊田合成/豊田通商/トラスコ中山/トランスコスモス/ニコン/ニチレイ/日産自動車/日新製糖/日本アイ・ビー・エム/日本航空/日本コロムビア/日本事務器/日本製鉄/日本ゼオン/日本発条/日本ビューレット/バックカード/日本マクドナルド/日本郵船/日本旅行/ノバルティス/野村證券/パイオニア/博報堂/バナソニック/阪急阪神/BU/PHC/日立/ファイザー/フジクラ/富士通/富士フイルムグループ/ブリヂストン/プレス工業/ポーラ/オルビスグループ/ポッシュ/丸井/三越伊勢丹/三菱/三菱ケミカル/三菱電機/三菱UFJ証券グループ/三菱UFJニコス/明治安田生命/山崎製パン/ヤマトグループ/ヤマハ/リクルート/レンゴー/ロイヤル/ローソン/ワールド/健康保険組合連合会京都連合会

(以上110健康保険組合:2022年10月31日現在)2022年11月発行 制作:株式会社サンライフ企画

あるところに、少しおっちょこちょいなカエルどんと
しっかり者のウサギどんがいました
今日も雅なネコ殿と楽しく遊んでいた、そんなとき—



カエルどん?!



あっ

3適推進活動 第12弾

適正受療 適正施術 適正支払 **超重要戯画**
接骨院[整骨院]おとぎ草紙



あしが...

病院と、
接骨院や整体院は
全然違うんやで!



ウサギ殿、病院へ
連れて行くのが
よろしいかな?
接骨院、あるいは
整体院ですか?



キッキ

中面へつづく

「病院」「接骨院(整骨院)」「整体院」の違い

どれも「〇〇院」
やけど、できることが
ちがうねん!
健康保険の適用
にも差があるぞ



	病院(整形外科等)	接骨院(整骨院)	整体院
国家資格	医師	柔道整復師	なし
健康保険適用*	○	△ 骨折・脱臼・ねんざ・打撲・ 肉離れ(挫傷)のみ対象	×
医療行為・診断	○	×	×
投薬	○	×	×

*通勤中・仕事中のケガの場合は、健康保険ではなく、労災保険の対象です。

たしか、病院で治療を
受けているケガの場合、
接骨院で健康保険は
使えないんでしたな



接骨院で
「療養費支給申請書」
に署名するときは、
内容を確認すべし
とも聞きましたぞ



病院
(整形外科)
では、**医師による
診察・治療
を行う**

レントゲンやMRI、
CTなどで詳しく検査することが可能!
手術が必要な大きなケガにも対応できます。
なお、痛み止め等の薬の処方や、
病名の確定、診断書の作成が
できるのは医師のみです。



「外傷性が明らか」
=「原因が明確」
ってことなんだから



接骨院での施術は、医師に
よる治療ではないため、検査
や投薬ができず、健康保険
が使えるのは、外傷性が
明らかケガに限られます。

**接骨院は
柔道整復師が
「手技」や温熱・
電気を用いて
「施術」を行う**

骨折・脱臼は
健康保険の対象やけど、
応急処置以外は
医師の同意が
必要やぞ



**整体院は
主に慢性的な
痛みの緩和や
癒し目的の
施術を行う**



民間の資格を持った人が
施術を行っていることが多いですが、
国が認めたライセンスではありません。
独自の手法で筋肉のコリをほぐしたり、骨盤の
ゆがみを矯正します。健康保険は使えません。

ふむふむ



診断や検査、
薬の処方
は病院だけなんだね

せやぞ。
知らん人、
結構多いねん



病院へ行くことも検討しよう!

病院では、詳細な検査や医師の診察によって、痛みの原因を突き止め、治療を行います。原因がはっきりすれば、より効果的な対処をすることができるので、ケガをしたときは病院へ行くことも検討してみてください。なお、接骨院ではさまざまな施術が受けられますが、慢性的な痛みなどは健康保険の対象外です。また、施術を受けても痛みが改善しないときは病気が原因のこともあるので、病院を受診しましょう。

カエルどんはネコ殿に連れられて、病院へ行きましたー

病院・接骨院
(整骨院)・整体院
との違いを理解
させる。

接骨院での保険
適用の対象範囲
の理解をさせる。

償還払いへの
変更の可能性の
説明

柔整適正化リーフレット補足説明

療養費適正化研究会



① 領収証を必ず受け取るよう啓蒙しましょう！

平成 22 年 9 月以降の施術分から、柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受ける際、施術所は**領収証の交付が義務付けられています**。施術所を利用し、窓口で一部負担金(保険適用の本人負担分)を支払う際は、**施術所住所・施術所名・先生名・印鑑のある領収証**を受け取るよう加入員の皆様にお知らせください。なお、領収証は「保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものとする」となっているので、保険外(自費施術)の施術を行った際は、必ず区別が分かるよう記載されているか確認をお願いします。(※1 推奨様式)

なお令和 4 年 10 月からは条件が整う施術所では明細書の発行(※2)が義務付けとなりました。

(※2)

2022 年 10 月から、柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受ける際は領収証に加え、**一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書**の発行が義務付けられました。ただし、今のところ施術所での業務増加等を考慮し、下記のように決められています。

明細書発行機能があるレセコンを使用しており、常勤職員が 3 名以上いる施術所は、**明細書を無償発行すること(義務)**。

上記以外の施術所は、施術所の判断により**患者全員に対して無償発行**する、または、**患者の求めに応じて発行**すること(有償・無償どちらでも可)。

※有償で発行する場合は「社会的に妥当適切な範囲とすることが適当」とされています。

(別紙様式 1)

領 収 証

様

保険分合計	円
① 一部負担金	円
② 保険外	円
合計金額 (①+②)	円

平成 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電話

(別紙様式 2)

明 細 書

様

保	〈初検料・再検料等〉	
	初 検 料	円
	初検時相談支援料	円
保	再 検 料	円
	〈施術情報提供料〉	円
	〈住費料〉	円
分	〈施術料等〉	円
	整復・固定・治療料	円
	後 療 料	円
	温 電 法 料	円
	冷 電 法 料	円
	電 療 料	円
	〈その他〉	円
計	円	
① 一部負担金	円	
② 保 険 外	円	
合計金額 (①+②)	円	

(負担カ所) 刀所

平成 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住 所

氏 名

印

② 患者ごとに償還払いに変更できる仕組みが開始されました。

- A 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)分の保険請求を行った柔道整復師である患者
 - B 自家施術(柔道整復師による家族、開設者及び従業員などに対する施術)を繰り返し受けている患者
 - C 保険者等が、適切な時期に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても回答しない患者
 - D 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- については、患者ごとに償還払いに変更できる仕組みが開始されました。令和 4 年 6 月より適用開始です。

ただし、この仕組みを利用するためには、各健保の組合会において審議・議決が必要で、一定の周知期間を経てからの実施が必要となるため、各健保により対応が異なります。その点加入員への周知方法を十分にお気をつけください。

- ③ 接骨院(整骨院)の施術には保険適用になる施術とならない施術があります。ホームページや機関誌リーフレット等で加入員の皆さんに周知しましょう！

保険適用となる施術	保険適用とらない施術
<p data-bbox="563 305 779 325">(外傷性が明らかな負傷)</p> <p data-bbox="499 351 894 444">負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。</p> <ul data-bbox="499 458 677 654" style="list-style-type: none">・骨折・脱臼・ひび(不全骨折)・ねんざ・打撲・肉離れ(挫傷) <p data-bbox="499 694 876 779"><small>※内科的原因による疾患は含まれません。 ※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。 ※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります。</small></p>	<p data-bbox="983 315 1309 335">(病気による痛み、原因不明の痛み)</p> <ul data-bbox="952 361 1335 768" style="list-style-type: none">・慢性に至った外傷性の負傷・日常生活による単なる疲れや肩こり・単なる加齢からの痛み・スポーツなどによる肉体疲労・脳疾患などの後遺症・リウマチ・関節炎などの痛み・保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院の施術を受けている場合・通勤中や勤務中の負傷(健康保険ではなく労災保険の適用)



リーフレット内で伝えたいことはたくさんありますが、文字が増えると読んでくれなくなるため、出来るだけイラストや会話説明を増やした経緯があります。

よって購入いただいた各健保の担当者向けに補足資料を提供しました。

- ④ 「病院へ行ってください」・・・は施術所から営業妨害だ！などと言われないか？

「健康保険法第 87 条」には、保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる・・・とあり、健康保険法では利用者が医療機関と施術所の選択の自由を認めているものではありません。

なお、保険者としても施術所に通うことを禁じているわけではありません。
ただし、接骨院等での施術は保険適用になるものと適用にならないものがある点、また施術所では診察や治療、レントゲン等が出来ないため、他のケガの要因、またケガ以外の他の要因の可能性もあるため、保険者としては通院している加入員の健康が心配なため、医療機関での受診を勧めていると回答ください。
回復に個人差はあるものの特に、長期間・頻回の施術者に対しては、そのような案内が必要だと思えます。

⑤2022年度 各方面からの講師一覧

- ①健保連政策部
- ②外部点検業者 (株)大正オーデイト
- ③日本臨床整形外科学会 (松本医師)
- ④鍼灸柔整新聞 (倉編集長)
- ⑤参議院議員 (梅村聡氏)
- ⑥参議院議員 (自見はなこ氏)
- ⑦バックテック社 (福谷CEO)

